

奨学金だより

No. 1

大阪市立文の里中学校 令和2(2020)年5月15日発行 奨学金担当：西邨^{にしむら}

やっと分散登校日が始まり、教室でみんなの元気な様子が見られて、とてもうれしく思っています！

ただ、2月末からの休校措置により、3年生に進級したものの例年のような学校生活が送れず、心配や不安を抱えてのスタートとなっているのではないのでしょうか。たいへん困難な中ではありますが、自分が希望する進路をしっかりと獲得していくために、次の3点が重要になることに変わりはありません。

1. 毎日コツコツと取り組み、着実に身に着ける「学力」
2. 自立・自律できる人になるための「規律ある生活習慣」
3. 中学校までの義務教育とは違い、高額の学費を支払うために必要な「資金」

3点目の項目には「えっ」と思った人もいるかもしれませんが、中学校より先の教育を受けようとする、入学金や授業料、その他にも皆さんにわかりやすいところでは、毎年の教科書を買うのにも少なくないお金が必要となるのです。こう聞くと少し心配に思ってしまうかもしれませんが、大丈夫。向学心に燃える人を資金面で支援するのが、「奨学金^{しょうがくきん}」という制度なのです。

奨学金には色々な種類がありますが、大きく分けて、返済が必要なもの(貸与^{たいよ})と返済が必要でないもの(給付^{きゅうふ})の2種類があります。しかし、奨学金を得るためには、資格・条件を満たし、書類を提出したうえで審査があり、希望する全ての人が奨学金を受けられるわけではありません。今後、中学校に届くいくつかの奨学金の案内を、プリントの配布やポスターの掲示(学年廊下の掲示板)などで行っていきますので、自分にとって必要な情報は漏れのないように集めていくようにしましょう。そして、それぞれの奨学金の対象者や内容・申請に必要な書類など、しっかり理解して申し込むようにしてください。なお、申請書類の不備や提出締切日の遅れには対応できませんので、申し込みの際には十分注意するようにしてください。

現在案内が届いているものは以下のとおりです。

◆公益財団法人 川口交通遺児育英会(給付)

- ・応募資格・条件:学校教育法による高等学校または高等専門学校に進学を希望する令和2年度に中学校第3学年に在学中の者で、保護者等が交通事故で死亡、あるいは負傷のための著しい後遺障害等(自動車損害賠償保障法施行令別表第1級から第3級までの障害)のため働けなくなった家庭にあつて、学費の支弁が経済的に困難である者のうち、学業、人物ともに優秀な者 →約10名を採用予定
- ・出願時期 : 令和2年6月30日まで

◆公益財団法人 交通遺児育英会(貸与)

- ・応募資格:保護者等が自動車やバイクの事故など、道路における交通事故で死亡したり、重い後遺障害(自動車損害賠償保障法施行令別表第1及び別表第2の第1級から第7級までの障害、又は、身体障害者福祉法の第1級から第4級までの障害)のために働けず、経済的にも修学が困難な生徒であること。応募者が生まれる前に保護者が後遺障害となった場合も含みます。 →募集人数400人
- ・募集期限 : 第1次予約募集;令和2年8月31日、第2次予約募集;令和3年1月31日
- ・返還について:貸与終了(卒業)後6か月据え置いてから20年以内の分割返還となります。
月賦、半年賦、年賦の方法を選択できます。上級の学校に在学中や病気などの場合は、返還を猶予する制度があります。

◆あしなが高校奨学金(無利子貸与+給付)

・応募資格:保護者(父または母など)が、病気や災害(道路上の交通事故を除く)、自死(自殺)などで死亡、または保護者が1~5級の障害認定を受けていて、経済的な援助を必要としている家庭の子ども。

・募集期限:1次;令和2年7月31日、2次;令和2年12月15日、3次;令和3年2月28日

・返還について:この奨学金は[無利子貸与+給付]型です。貸与のみ、給付のみの選択はできません。貸与部分は卒業の半年後から20年以内に返還していきます。経済的事情などで返還困難であることが認められた場合は、返還を先に延ばすことができます。

詳細の問い合わせや申し込みは、奨学金担当 にしむら 西邨 または担任までお願いします。